

一般財団法人島根県建築住宅センター
確認検査申請手数料、処理期間及び業務区分規定

(目的)

第1条 この規定は、別に定める「一般財団法人島根県建築住宅センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき財団法人島根県建築住宅センター(以下「住宅センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料及び標準的な処理期間について、必要な事項を定める。

(確認検査手数料)

第2条 各確認検査手数料は次の表に掲げるものとする。

(1) 建築物

床面積の合計	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料
30㎡以内のもの	7,000円		12,000円
30㎡を超え、100㎡以内	12,000円		15,000円
100㎡を超え、200㎡以内	17,000円	18,000円	(18,000円) 19,000円
200㎡を超え、500㎡以内	23,000円	26,000円	(26,000円) 27,000円

(2) 建築設備

建築基準法施行令第146条 第1項第一号に掲げるもの	12,000円		16,000円
-------------------------------	---------	--	---------

(3) 工作物

建築基準法施行令第138条 第1項第五号に掲げるもの	11,000円		12,000円
-------------------------------	---------	--	---------

(4) 計画変更

変更に係る部分の床面積の1/2に相当する額
床面積が増加する場合は、増加部分の床面積に相当する額

二 () 内は中間検査又は瑕疵担保保険検査を受けた建築物に係る完了検査手数料

三 変更に係る部分の床面積は、建設省建築指導課長通達「計画変更床面積算定準則」による

(中間検査対象外建築物等について)

第3条 中間検査について対象外建築物は次の表に掲げるものとする。

区域	住宅センターの業務区域
期間	平成26年6月20日から平成31年6月19日まで
用途	新築の戸建て住宅
建築物の構造	木造(法第68条の11第1項に基づく認証を受けて建築されるもの、住宅金融支援機構法による融資を利用して建築されるもの及び財団法人住宅保証機構における住宅性能保証制度を利用して建築されるもの)
建築物の規模	申請部分の床面積が100㎡を超えるもの

二 特定工程は、「構造耐力上主要な柱、はり及び筋かいの接合並びに耐力壁の工程終了」時。

(確認、中間及び完了検査申請手数料の減額)

第4条 次の場合については、手数料を1/2減額とする。

- 一 公共事業の実施のため、補償を受けた建築物等に代わるものとして建築又は築造する場合。
- 二 前項の規定により申請手数料の減額を受けようとする者は、公共事業施行者の発行する証明書を添えて提出しなければならない。

(確認申請と同時に提出された場合の手数料の減額について)

第5条 確認申請と各制度の申請が重複する場合の手数料については、別途協議する。

	建築確認	適合証明(住宅金融支援機構)
設計審査		
中間検査		
竣工検査		

二 住宅供給公社等について、特に必要と認めるときは、別途協議する。

(手数料の返還等について)

第6条 納入した手数料の次の事由による場合を除き返還しない。

- 一 住宅センターの責に帰すべき事由により確認検査が実施出来なかった場合。
- 二 確認申請の「取り下げ届」、又は「工事取り止め届」を提出した場合の手数料。ただし、住宅センターが検査を実施していない場合。

(適合判定手数料について)

第7条 適合判定が必要な建築物は、通常の確認申請手数料に加え、適合判定手数料が必要です。額は適合判定を行う床面積と判定方法に応じて下記の表に掲げるものとする。

構造計算適合判定を行う部分の床面積	1,000 m ² 以内
構造計算方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる場合	159,000 円
上記以外のものによる場合	211,000 円

(申請時期及び審査等に係る標準的な期間について)

第8条 住宅センターは、申請建物の規模や用途に応じた標準的な確認検査業務の処理期間を下記の表に掲げるものとする。

申請の種類	申請の時期	審査（検査）に係る期間 （第一号～三号）	審査（検査）に係る期間 （第四号）
確認申請	工事着工前	原則35日以内 (準防火地域においては 消防同意後35日以内)	原則7日以内 (準防火地域においては 消防同意後35日以内)
		※一部の構造計算審査において期間内に確認出来ない合理的な理由がある時は、さらに35日以内での審査期間延長があります	※一部の構造計算審査において期間内に確認出来ない合理的な理由がある時は、さらに35日以内での審査期間延長があります。
	構造計算適合判定	最大70日審査期間	最大42日審査期間
中間検査	特定工程に係る工事完了後 4日以内	4日以内	4日以内
完了検査	工事完了後4日以内	7日以内	7日以内

(審査等に係る区分について)

第9条 住宅センターの申請建物の区分に応じ決裁について次表に掲げるものとする。

理事長決裁区分	1. 長屋住宅及び共同住宅
	2. 許可・認可が必要な案件
	3. その他必要があると判断した案件
局長決裁区分	理事長決裁区分以外の案件
その他	集団規定等について照会を行うと共に、その必要があると判断した場合は特定行政庁と協議する

平成11年12月1日施行

平成13年4月3日改訂

平成14年4月15日改訂

平成17年6月1日改訂

平成20年6月20日改訂

平成25年4月1日改訂

平成26年6月20日改訂

平成29年4月1日改訂